

◎新潟県告示第356号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	福祉用具貸与	H24.12.15
有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	介護予防福祉用具貸与	H24.12.15
有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	特定福祉用具販売	H24.12.15
有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	特定介護予防福祉用具販売	H24.12.15